NO.38

すぺりあ佐屋

- 誰にでも快適なマンションをめざし-

X'mas フェスタ

《発 行》 平成 1 4年(2002) 1 2月 1日 《発行者》 スペリア佐屋管理組合理事長



役員の立候補について

平成15年4月から平成17年4月まで、2年間の役員の立候補を次のように受け付けますので、 積極的に立候補をお願いします。

立候補締切り平成 15 年 1 月 16 日 (木)定員に満たない場合の抽選平成 15 年 1 月 18 日 (土)総会による選任平成 15 年 3 月 30 日 (日)

役員の定数は次の通りです。

南館西ブロック定数 7名改選数 6名南館東ブロック定数 6名改選数 6名東館ブロック定数 8名改選数 6名

監事は、南館の西と東のブロック各1名ずつです。

私たちはスペリア佐屋に居住し快適な生活を行う権利があります。ということは、管理組合の 役員に就任する義務も生じるわけです。

当管理組合は役員の立候補を優先しておりますが、定数に満たない場合は、未就任者を対象に 抽選で決定しています。忙しいことや家庭の事情はどの家庭にでもありますが、抽選で決まった 場合は辞退することはあり得ません。ただし、家族の人が長期入院している住居に決まった場合 は、翌年や翌々年に繰り越すこともあります。

また、輪番制では高齢で出来なくなることもあるため、早めに義務を終えておくことを考慮し、 立候補制度を取り入れているわけです。

皆さんの積極的に立候補されますことを要請いたします。

駐車場の相互利用について

年末年始、お盆、ゴールデンウィークの長期間にわたり駐車場を利用しない住戸は、来客等で 駐車場所が必要な住戸に提供することをお盆休みから始めております。

今回も次のような要領で行いますので、貸せる人・借りたい人の募集を行います。

駐車場所を貸せる人・借りたい人は、12月15日から受付を開始しますので、希望者は管理員へお申し出ください。

先着順に双方を紹介します。

スペースを借りた人は相手に対し、謝礼として 500 円 (1日) を直接お渡しください。 貸せる人・借りたい人が必ずしも一致しない場合があることをご承知おきください。

管理規約変更について

津島信用金庫は平成15年7月頃に、他の2信用金庫と合併の計画があります。

したがって、合併になった際には、管理規約第 64 条の銀行名称を新たに決定した名称に変更 することを次期定期総会に提案することにします。

個人賠償責任保険の適用について

管理組合では共用部分の火災保険のほかに、次のような特約保険を契約しています。

施設賠償責任保険 昇降機賠償責任保険 ガラス保険 水漏れ保険 個人賠償保険

このうち、皆さんが最も身近なものは「個人賠償保険」かと思います。今までにも、子供による事故を保護者に代わって賠償してきました。

この保険を、何でも保証の対象になると錯覚されている方も多いようですが、「被害を受けたから保証して貰う保険」ではありません。あくまでも「相手や物に被害を与えた(加害者)結果、 賠償金を支払うことが困難な住戸に代わって被害者へ保険で支払う」ことになります。

過去にも居住者がガラスを破損したり、人に怪我を負わせたことにより、管理組合が契約している個人賠償責任保険を適用してきました。

こうした事故につきましては、本来、自費で弁償することが基本です。

今後は加害者側と面談し止むを得ない事情に限り保険の適用を行いますが、12月1日からは、 始末書を提出(事故当事者)していただいて、保険を適用することとします。

また、保険を適用する人は管理組合の費用(皆さんの費用)を間接的に使用するということで、 事故の発生から解決に至った経過と氏名等の公表も併せ行います。

皆さんのアンケートから(先月号の続き)

先月に続き、次のような件についてご提出がありましたので、管理組合として対応させていた だきました。

美和多保育園のスピーカー音があまりにも大きく、夜勤者や病気の人にとっては辛いため、 対策をお願いしたい。

「10月28日に先方に対し善処するよう申し入れました。その後、しばらくスピーカーの使用は取りやめ、今後については検討するそうです。」

おねがい

今年も灯油を使用する時期となりました。

先日、南館のある住戸の方が台車で灯油缶を運んでいたところ、フタが完全に閉まっていなかったため、駐車場 1階の通路 エレベータ内 号室の扉まで油がこぼれていました。 エレベータ内の敷物はゴム製のため、灯油で一時的に解けて変形したことがあります。 灯油は絶対にこぼさないように気をつけてください。

防火上も危険なため、注意して運び、保管にも十分にご注意ください。

階段や共用廊下の通路の腰壁の隙間から外に向け、小便をする子供が見受けられます。 こうした行為は、ある特定の住戸の子供に限っているため、保護者の方は日頃からマナーを教 えて頂くようお願いします。

お知らせ

12 月以降の定例理事会や三役会議は未定でしたが、次のように行うことになりました。

12月度 三役会議 8日(日) 理事会 14日(土)

1月度 三役会議 12日(日) 理事会 18日(土)

2月度 三役会議 16日(日) 理事会 22日(土)

但し、2月度の会議は、決算の関係で変更の場合もあります。

<u>11 月 度 理 事 会</u>

日 時 11月16日(土) 20時より

出席

委 任

欠 席

<以上 敬称略、順不同>

主な内容

- 1. 管理費等の滞納について
- 2. 個人賠償責任保険の適用について
- 3. 来年度役員候補選出について
- 4. その他